

# 郡山市水防協議会条例

昭和59年6月20日

郡山市条例第49号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、郡山市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平12条例7・平20条例7・平24条例5・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(平26条例12・追加)

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平26条例12・旧第2条繰下、令6条例39・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、関係行政機関の職員及び水防に係りのある団体の代表者である委員にあっては、当該職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平26条例12・旧第3条繰下)

(委員の代理)

第5条 関係行政機関の職員又は水防に係りのある団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行う。

(平26条例12・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例12・旧第5条繰下)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設構想部河川課において処理する。

(昭62条例30・平6条例2・平26条例9・一部改正、平26条例12・旧第6条繰下、令4条例21・令6条例39・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平26条例12・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年郡山市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年郡山市条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年郡山市条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（郡山市水防協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現に従前の郡山市水防協議会の委員である者（学識経験のある者のうちから委嘱されたものに限る。）は、施行日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の規定による改正後の水防法（昭和24年法律第193号）第26条第4項の規定により、第25条の規定による改正後の郡山市水防協議会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく郡山市水防協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の郡山市水防協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成20年郡山市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年郡山市条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年郡山市条例第39号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。